

岐阜県旅客自動車運送事業者脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

令和2年4月1日 制定
令和5年4月3日 一部改正
令和7年4月1日 一部改正

(総則)

第1条 県は、脳血管疾患による健康起因事故の防止のため、旅客運送を担うバス事業者及びタクシー事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に従事する運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県旅客自動車運送事業者脳健診受診促進事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 岐阜県内に本社又は営業所（以下「営業所等」という。）を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う個人又は法人（補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施時において公益社団法人岐阜県バス協会に加入する個人又は法人を除く。）をいう。
- (2) タクシー事業者 岐阜県内に営業所等を有し、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う個人又は法人をいう。
- (3) 脳健診 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン（平成30年2月23日付け国土交通省自動車局・事業用自動車健康起因事故対策協議会作成）で示された「脳ドッグ」及び「脳MRI健診」をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(補助事業等)

第4条 補助事業は、補助事業者の岐阜県内の営業所等に所属し、かつ補助事業者が行う事業に従事する満40歳以上の運転手であって過去3年度以内に補助事業の対象者となっていないもの（以下「受診対象者」という。）に対し、当該補助事業者の全額負担で脳健診を受診させる事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（他の補助金又は助成金が交付されている場合は、当該交付額を除く。）とする。

3 補助金の額は、受診対象者1人につき、補助対象経費の実支出額と1万円とを比較していずれか小

さい方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(事業の着手時期)

第6条 補助事業の着手時期は、規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業の内容の変更(補助金の額に変更のない内容の変更及び補助金の額の20パーセント以内の減額を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者が前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第3号の規定による報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(3) 前項第3号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式により、規則第11条の規定による遂行状況の報告をしなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月10日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第11条 知事は、実績報告書又は聴取確認により事業終了後すみやかに履行の確認を行う。

(補助金の交付時期等)

第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定に

より補助金の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。